

毛利元就が結ぶ石見銀山と嚴島神社

県立広島大学 宮島学センター 秋山 伸隆

はじめに

■ 講座の内容

- ・ 中国地方の二つの世界遺産、嚴島神社（広島県廿日市市。1996年登録）と石見銀山（島根県大田市。2007年登録）には、何の関係もないように思われているが、実は戦国大名毛利元就を接点とする深い結びつきがある。
- ・ たとえば、現在の嚴島神社本社本殿（国宝）は元龜2年（1571）毛利元就によって建て替えられたものだが、その遷宮の費用は石見銀山の銀によって賄われた。
- ・ また、嚴島神社には、元就の側近で銀山の収入と支出を管理していた平佐就之^{なりゆき}が寄進した銀製の狛犬、銀山の外港温泉津の奉行である毛利家臣4名が連名で寄進した舞楽の装束（重要文化財）、銀山の住人が「廻廊一間檀那」として寄付したことを示す棟札などが今も伝えられている。
- ・ さらに、豊臣政権下で石見銀山の領有をめぐる交渉が決着した際、嚴島神社に奉納されていた名刀が、毛利輝元によって豊臣秀吉への進物として贈られた可能性もある。
- ・ この講座では、あまり知られていない、石見銀山と嚴島神社の深い結びつきについてお話しする。

1 石見銀山と毛利氏

■ 石見銀山

- ・ 2007年「石見銀山遺跡とその文化的景観」として世界遺産に登録された石見銀山は、戦国時代に開発され、当時は世界有数の銀鉱山であった。開発当初から大内氏が支配していた。
- ・ 弘治元年（1555）10月1日の嚴島合戦で陶晴賢を破った毛利氏は、周防・長門に進攻するとともに、吉川元春を中心に石見への進出を目指した。一方、大内氏と覇権を争ってきた尼子氏も、大内勢力の後退を好機ととらえ、石見への勢力拡大を図った。
- ・ 結果として石見の国人は、益田・三隅氏などの大内方、小笠原・温泉氏などの尼子方、吉見・福屋・周布・佐波・出羽氏などの毛利方に三分裂していった。
- ・ 当時、石見銀山（以下、銀山という。）の現地を支配していたのは、刺賀郷（現在の大田市久手町刺鹿）を本拠とする石見国人であり、大内氏に属して銀山の山吹城に在番していた刺賀長信であった。
- ・ 毛利氏は遅くとも弘治2年（1556）5月までに刺賀長信を服属させていた。ただし、当時の元就は周防・長門平定を最優先課題としており、「雲州衆」＝尼子氏や「河本衆」＝小笠原氏を刺激して、石見で戦火が拡大することは回避するため、佐波・刺賀と協議するよう吉川元春・宍戸隆家に指示している。

【史料1】 弘治2年5月2日 毛利元就書状

（県立広島大学所蔵文書）

就彼一行之儀、方々給候、令承知候、委細又返事申候、勢衆催候而敵方へ其聞共あるへき事不可然候、又雲州衆・河本衆手当候へて不可然候はん儀を不存候、兎二角二佐

越（佐波興連）・刺賀（長信）と能々御密談肝要候、彼兩人依存分可被相定候々々、猶各へ申候間、不能一二候、恐々謹言

五月二日

元就（花押）

隆家（宍戸）

元春（吉川）御返報

- ・ 石見では元春を中心とする毛利方と尼子方との攻防が続いていたが、弘治2年（1556）9月3日までに尼子方が山吹城を攻略して銀山を奪取した（益田高友家文書）。刺賀家の家伝によれば、刺賀長信は、城兵の助命と引き換えに切腹して開城したと伝えられている。

■ 毛利氏の銀山支配

- ・ 毛利氏は永禄2年（1559）8月、尼子方の小笠原氏を降伏させ、銀山に南から直接迫ることができるようになった。永禄4年（1561）4月12日には銀山を攻撃し、町や「固屋」（こや：山吹城の麓の郭）を攻略したが、山吹城を攻め落とすことはできなかった。（大願寺文書 315-2）
- ・ このとき山吹城を守っていたのは、本城常光（毛利氏に滅ぼされた高橋氏の一族）や尼子方の番衆であった。本城常光は永禄5年（1562）6月頃毛利方に降伏し、毛利氏は銀山を奪回した。その後、本城常光一族は出雲の宍道（しんじ）で殺害された。
- ・ 毛利氏は、永禄5年（1562）6月までに石見から尼子方勢力を追放して石見を平定した（斎藤家文書）。以後、慶長5年（1600）の関ヶ原の戦まで毛利氏が銀山を支配した。
- ・ 永禄6年（1563）閏12月、毛利氏は銀山を天皇と将軍に献上した（常栄寺文書）。これは銀山支配のための「名分」を得ることが目的と考えられるが、「御湯殿上日記」には毛利氏から毎年銀50～100枚が献上された記事が見える。

■ 銀山と毛利氏の財政

- ・ 毛利輝元が、もし銀山に異変があれば、「弓矢も成申間敷候」＝戦争遂行は不可能になると語るほど（吉川家文書 196）、銀山は毛利氏の財政にとって死活的な意味を持っていた。銀山を手に入れた元就は「銀山からの収入はすべて戦費に充てる」と定めたとされている。

【史料2】元龜2年（1571）6月26日吉川元春・小早川隆景・福原貞俊・口羽通良連署状（毛利家文書 840）

乍恐言上仕候、温泉・銀山御公領之事、此間洞春様（元就）如被仰付候、少茂自余之御用ニ不被仕、御弓矢之可被御用候、堀口・町屋敷・通役・送馬以下、誰々訴訟仕候共、不可御同心候、其上洞春様如御手次可被仰付事、真実之御法度にも可成候、

- ・ 天正9年（1581）7月5日の「銀山納所高辻」（毛利家文書 346）によれば、銀山の1ヶ月分の収入は錢2,756貫、1年間で錢33,072貫になる。納められる銀の重さは115貫752匁（1匁は3.75g）、銀の板（1枚43匁=161.25g）にして2,692枚となる。銀1枚は錢12貫285文に相当する。
- ・ この2,692枚に「山役分」960枚を加えた3,652枚（約590kg）が、銀山から毛利家に納められた。錢44,865貫に相当する。

- ・ 豊臣期になると銀の採掘量は急増し、銀山からの収入も大幅に増えた。慶長5年(1600)の場合、「銀山公用」は23,000枚で今井越中守・吉岡隼人・宗岡弥右衛門が請け負った(吉岡家文書)。銀23,000枚を、天正9年の銀と銭の換算率で計算すると、銭約28万貫に相当する。
- ・ 豊臣期の毛利氏の蔵入地(直轄領)の年貢高は約11万石(「八箇国御時代分限帳」)であるから、米1石=銭1貫で比較すると、銀山の収入は蔵入地の2.5倍以上となる。もちろんこれは正確な計算ではないが、毛利家の財政における銀山の重要性は容易に想像できる。

■ 「人数・兵糧・玉薬」と銀

- ・ 元就が「銀山からの収入はすべて戦費に充てる」と定めたことは前述したが、銀は実際にどのように使われたのだろうか。
- ・ 長期化・大規模化した戦国の合戦の勝敗を左右するのは、「人数」(兵力)、「兵糧」(兵糧)、「玉薬」(弾薬)であった。とくに「兵糧」と「玉薬」の調達のための原資として銀が重要な役割を果たした。
- ・ 「兵糧」は1人1日5合支給が原則である。1万人の軍勢だと1日で50石、1月で1,500石の米が必要となる。3斗入の米俵で5,000俵、馬の背に2俵乗せて運ぶとして2,500頭の馬が必要になる。前後の間隔も合わせて馬1頭につき5m必要とすると、兵糧輸送隊は先頭から最後尾まで約13kmの長蛇の列となる
- ・ 船による輸送の便がない地域では、米の代わりに銀を送り、現地で米を調達(購入)する方法が採用された。例えば、鳥取城に在番する吉川経家のために、父経安は「御兵糧米銀子百枚四貫三百目」を送っている(石見吉川家文書150)。また備中の成羽(岡山県高梁市)に「うり米」があることを知った毛利輝元は、銀50枚を送って兵糧を調達するよう指示している(二宮家文書)
- ・ 鉄砲の火薬の原料となる硝石は国内にない。外国船から購入すると代金は銀で支払うことになる。毛利氏奉行人は、尾道の商人渋谷与右衛門尉に対して、「合薬」(調合された火薬)を1斤=銀2匁4~5分の価格で1,000~2,000斤購入するよう依頼している(渋谷文書)。
- ・ 銀は戦国の合戦の勝敗を左右した。毛利氏が織田信長の統一政権にからくも対抗できたのは、銀山の力であると言っても過言ではない。

2 厳島神社と石見銀山

■ 厳島神社本社本殿

- ・ 戦国時代の厳島神社の神職棚守房頭が記した「房頭覚書」によれば、永禄11年(1568)謀叛の疑いをかけられて厳島の摂受坊に軟禁されていた和智誠春・柚谷元家兄弟と家臣1人が、12月16日「社頭」に走り込んだ。やむなく閉門し、年末年始の神事祭礼も停止したが、翌年正月24日、3人は「神前」で討ち果たされた。この事件を受けて、元就は「社頭」(本社本殿)を建て替えることにした。

■ 元亀2年(1571)の遷宮儀式とその費用

- ・ 本社本殿の建て替え工事が終わり、京都から吉田兼右を招いて遷宮の儀式が執り行われることになった。10月19日、遷宮奉行桂元重は、「此度入目之事、於銀山被仰付候

間、急度可相調候」、この度の遷宮の費用は銀山の銀によって必ず賄われると言明している（桂文書所収巖島文書）。

- ・ 11月11日には銀181枚25匁6分（7貫765匁5分）が桂元重と平佐就之から神社側に渡された（桂文書所収巖島文書）。その実務を担当したのは平佐就之であった（巖島野坂文書1317）。
- ・ 銀は銭に換算すると2,588貫500文、当時の銀山の1年間の収入の1割程度を遷宮費用に支出したと推定される。戦費ではない遷宮費用に銀山の銀を支出したことは、元龜2年6月14日に亡くなった元就の遺志であろう。

■ 銀山奉行平佐就之

- ・ 遷宮費用支出の実務を担当した平佐就之は、元就の奉行人である。元就が家督を相続する前の少年・青年時代を過ごした多治比（安芸高田市）の出身で、父親の代から元就の側に仕えていた。
- ・ 就之は元就の信任が厚く、毛利氏が銀山を領有するようになった当初から、銀山からの収入と支出を管理する任務（これを銀山奉行と仮称する。銀山の現地に駐在し、支配の実務を担当する代官ではない）を任されていたと考えられる。
- ・ 銀山奉行の任務は、天正15年（1587）頃から、晩年の元就がその才能を見い出して登用した林就長（肥前出身の浪人の子息）に引き継がれた。さらに慶長年間になると、輝元側近の佐世元嘉が担当した。
- ・ 銀山の佐毘売山（さひめやま）神社に伝わる古文書には、平佐就之、林就長、佐世元嘉が新年の祝儀として銀を送られたことに対する礼状が含まれている。3人が銀山奉行であったことを裏付ける証拠でもある。

【史料3】（年未詳）正月8日 平佐就之書状

（佐毘売山神社文書）

新春之御祝儀、誠珍重候、仍銀一包送給候、畏入候、猶高与三兵可申候、恐々謹言、
平藤右

正月八日

就之（花押）

山神

外記允殿 御報

■ 銀製狛犬

- ・ 巖島神社には天正12年（1584）平佐就之が寄進した狛犬が伝えられている。【別添資料1】薄目の銀の板数枚を接ぎ合わせて作られた作品で、ある美術史家は「珍品にして優品」と評された。成分を分析をすれば、石見銀山産出の銀であることが科学的に証明できるだろう。
 - ・ 背面に平佐就之の寄進銘、尾の裏には「山田木工助作之」と作者名が刻まれている。
- 【別添資料2】おそらく廿日市の鑄物師山田氏の一族であろう。6月17日という日付は、船管絃（現在の管絃祭）に合わせたものである。
- ・ この狛犬は、巖島神社と石見銀山という二つの世界遺産の結びつきを象徴する重要な作品である。

■ 温泉津奉行

- ・ 温泉津（島根県大田市）は、銀を積み出すとともに銀山で必要とするさまざまな物資を

陸揚げする港町で、戦国時代には山陰地方の重要な港の一つであった。

- ・ 永禄 5 年（1562）石見を平定した毛利氏は温泉津を直轄領として温泉津関を置き、港の入口の岬に鶴丸城を築き、「温泉津奉行」と呼ばれる家臣を在番させて、温泉津の町と港の支配にあたらせた。
- ・ 温泉津奉行は、はじめ児玉就久と武安就安の二人が配置された。就久・就安という実名からわかる通り、元就家臣である。元就あるいは元就奉行人の指示を受けて温泉津の支配にあたったと考えられる。元就が銀山とともに温泉津を重視していたことがわかる。

■ 「^{な そり}納曾利」(^{まつかわびしつなぎもんようちらしな そりのほう}松皮菱繫文様散納曾利袍：重要文化財：丈 137.0cm、衿 61.0cm)

【別添資料 3】

- ・ 厳島神社に伝わる舞楽（右舞）の代表的な曲である納曾利の装束である。後世の仕立て替えにより全体的に短縮され、童舞装束とされている。
- ・ 天正 17 年（1589）正月に厳島神社に奉納されたことが、背裏に朱筆で記されている。「大旦那」（毛利輝元）の武運長久を祈願し、児玉美濃守・内藤出雲守・河内備後守・武安木工允が寄進したことが記されている。□は「田」であろう。田氏は客人社棚守・右舞師を代々務めていた。
- ・ 亀甲に唐花、袍き茗荷、下り藤の丸紋が付いている。寄進者 4 名の家紋と思われる。

【史料 4】納曾利装束背裏銘

厳島納曾利装束」奉寄進大旦那武運長久所」天正十七年正月吉日」児玉美濃守」内藤出雲守」河内備後守」武安木工允」右舞師□兵衛少尉景欽」

- ・ 寄進者 4 名は、天正 18 年（1590）8 月 28 日の温泉津奉行人連署書状の「内出」（内藤出雲守）、「武木」（武安木工允）、「児美」（児玉美濃守）、「河備」（河内備後守）と完全に一致しており、当時の温泉津奉行であったことが確認できる。

【史料 5】天正 18 年 8 月 28 日温泉津奉行人連署書状

（安芸高田市歴史民俗博物館所蔵文書）

以上

小問甚五郎手前参拾式匁堅催促付而、先自其方取替之由、神妙候、やかて各よりさいそく候て出させ可申候、為其捨遣候、恐々謹言、

天十八

八月廿八日

内出（花押）

武木（花押）

児美（花押）

河備（花押）

- ・ この装束は、おそらく京都で誂えられたものであり、かなり高価な作品と推定されている。このよう装束を寄進した温泉津奉行の財力、つまりは温泉津の町の富裕さをしのばせる。
- ・ 温泉津小浜に厳島神社がある。棟札写によれば、永禄 11 年 4 月元就を大檀那として「奉行（児玉）就久・（武安）就安」が造営したものとされている。

■ 廻廊棟札

- ・ かつて巖島神社の廻廊には、多額の寄進をした者を「廻廊一間檀那」と記した棟札が掲げられていた。江戸時代の享保3年（1718）に作成された「巖島廻廊棟札写」（大願寺文書318）によって114枚の棟札の檀那の名が知られるが、銀山住人による寄進は23枚に及び（表1）、全体の5分の1を占める。
- ・ たとえば銀山小符山住の青木大蔵丞（河内守）宗久は、天正15年から20年まで、毎年のように9月に参拝している（9・11・16・17・23）。石見銀山の住人と巖島神社の深いつながりがうかがえる。

表1 廻廊棟札写に見える銀山の住人（大願寺文書318号）

	年・月・日	檀 那 名
1	永禄 11・9・吉	石州銀山住田辺対馬守治綱
2	天正 2・9・吉	石州銀山大谷住栗栖内蔵助
3	天正 6・12・吉	石州銀山住湯原余左衛門尉
4	天正 7・9・吉	石州銀山住奥源左衛門尉
5	天正 10・2・吉	石州銀山住人三宅三郎左衛門
6	天正 14・9・吉	石州銀山之住人諏訪三郎左衛門尉
7	天正 15・9・吉	石州銀山之住連嶋大江三宅与左衛門尉
8	天正 15・9・吉	石州銀山之住連嶋西浦之内有本孫兵衛尉
9	天正 15・9・吉	石州銀山小符山之住青木大蔵丞宗久
10	天正 16・9・吉	石州邇摩郡左間銀山内服部小七郎
11	天正 16・菊(9)・吉	石州銀山昆布山青木大蔵丞宗久
12	天正 16・菊(9)・吉	石州邇摩郡銀山昆布山住三宅弥三郎
13	天正 17・9・吉	石州銀山住諏方兵蔵辰歳
14	天正 17・9・吉祥	石州銀山之住三宅与右衛門巳歳
15	天正 17・9・吉祥	石州銀山住栗栖与左衛門尉
16	天正 17・9・吉祥	石州銀山之住青木大蔵丞庚子歳
17	天正 18・9・吉	石州銀山之住青木河内守宗久
18	天正 18・9・吉	石州銀山之住諏訪左近尉
19	天正 19・9・吉	石州銀山住諏訪左近丞秋吉
20	天正 19・9・吉	石州銀山之住小林源左衛門尉之久
21	天正 19・9・吉祥	石州銀山住小林丹後守吉久
22	天正 19・林鐘(6)・吉	石州銀山住三宅壺岐守藤原朝臣久重
23	天正 20・9・吉祥	石州銀山住青木河内守子歳宗久

3 豊臣政権下の石見銀山

■ 豊臣政権下の銀山に関する研究史

- (1) 豊臣政権「直轄領」説＝通説的な理解
- (2) 豊臣・毛利「共同管理」説＝近年の理解
- (3) 「毛利氏領有」説＝小葉田淳氏の理解（「石見銀山—江戸初期にいたる—」『日本鉱山史の研究』所収、1968年、岩波書店。初出は1933年）

- ・ 小葉田淳氏は、秀吉の直轄領であった生野銀山（兵庫県）とは異なり、石見銀山は毛利氏が支配し、秀吉へは運上を納めただけであると明確に指摘されている。

■ 秋山の理解（「戦国大名毛利氏の石見銀山支配」、岸田裕之編『中国地域と対外関係』所収、山川出版社、2003年）

- ・ 毛利氏領国の銀山は、①石見銀山と、②石見銀山以外の銀山に区別され、毛利氏が秀吉に運上を納めたのは、②の石見銀山以外の銀山からである。秀吉が①石見銀山から運上を徴収したことを直接的に示す史料はない。
- ・ この論文の末尾で「石見銀山を含む銀山領有権をめぐる毛利氏と豊臣政権の交渉が、どのように決着したのか、あらためて検討したいと考える」と述べている。

■ 秀吉による「落着」

（秋山「豊臣期における石見銀山支配」『龍谷史壇』132号、2010年）

- ・ 1978年に発行された『毛利家文庫目録 第5分冊』（山口県文書館）は、毛利家に伝来した文書の内、未整理のまま伝えられてきた文書の一部を目録化したものである。そのなかに「佐世元嘉宛書状（銀山落着其外の事）（後文欠）（天正年カ）」とされている文書がある（5家臣35）。『広島県史 古代中世資料編V』（1980年）に中世文書の一部が収録されたが、上記の書状は含まれていない。活字化されたのは『山口県史 史料編 中世3』（2004年）が最初である。
- ・ 後欠のため差出人や日付は不明である。差出人は、柳沢元政とともに豊臣政権側と交渉している林就長ではないかと推測する。宛所は佐世元嘉であるが、元嘉から毛利輝元に披露されることを想定して書かれている。原文はわかりにくいので現代語訳でも紹介する。

【史料6】（年月日未詳）某書状（毛利家文庫 第5分冊 5家臣35 山口県文書館）

「佐与三左 まいる」（端裏ウツ書）

条々

- 柳新右下向候条、於趣者可被申上候、
一銀山之事、可然落着候之条、御外聞尤珍重候、
一如此落着候事、誰々御取成ニ而も無之候、ただただ太閤様御分別にて被仰出候事、
不浅御心付中々言ニも書中ニも難申上候、然間此御礼物別而御申ツる、太閤様被
思召候処を御請取候て可然候、御音物之事、何程名物など御進上候而もあぎたらず
候、諸国へ上衆入はまり、例之むさくさを申懸、あたり之百性商人以下驚候而申乱
候ハ、國中一乱までニ候、左候而、檢使衆此方対決なとと可在之事眼前之儀候処、
上様御懇意更可申様無之候、
一今度浅弾（浅野長政）御入魂之儀、非大方候、色々六ヶ敷被仰候ハ、はてさる可
為御事候ニ、一篇ニ御馳走誠存之外之儀候、是又能々（後欠）

(現代語訳)

柳沢元政が(広島に)下向するので、詳しくは柳沢から申し上げるでしょう。銀山のことはうまく落ち着きました。(毛利家にとって)めでたいことです。

このように落ち着いたのは、どなたかの取成によるものでありません。ただただ太閤様(秀吉)がお決めになったことです。そのご厚意に対して、言葉でも手紙でも申し上げることができません。太閤様の思し召しを(毛利家として)受け止めなければなりません。お礼の品はどれほどの「名物」を進上なさっても足りないでしょう。

諸国に豊臣家の役人が入り込み、例のむちゃくちゃを申し掛けると、あたりの百姓・町人などが驚いて国中が混乱します。そうなったら豊臣家の検使衆と毛利家側が対決するような事態も予想されるので、上様(秀吉)のご厚意に対してどう申し上げてよいかわかりません。

この度の浅野長政様の好意的な取り計らいは一方ならぬものでした。色々難しいことを仰せられたら、いつまでも決着しなかったでしょう。(毛利家の対する浅野長政の)ご尽力は思いもしないほどでした。(以下欠)

■ 2 通の秀吉朱印状

- この書状からは、銀山の支配をめぐる毛利側と秀吉側で交渉が行われていたこと、最終的には秀吉の判断で毛利側にとって有利な裁定となったこと、交渉の過程で浅野長政が毛利側に協力したことなどが読み取れる。
- このことと関連すると思われるのが、年欠の2通の秀吉朱印状である。

【史料7】(文禄3年)正月18日 豊臣秀吉朱印状 (毛利家文書937)

其方分領中石見国先銀山之外所々之分銀子事、其方被申付林肥前守(就長)・柳沢監物(元政) 兩人ニ取集可運上候、猶浅野弾正少弼(長政) 可申候也、

正月十八日 (秀吉朱印)

羽柴安芸宰相(毛利輝元)とのへ

【史料8】(文禄3年)4月25日 豊臣秀吉朱印状 (毛利家文書938)

其方分国中出来之銀子山運上儀、不相易奉行可被申付旨被仰出候処ニ、則為下代林・柳沢兩人申付、御公用運上不可有由断旨、尤候、就其銀子参百枚到来、悦思召候、猶浅野弾正少弼可申候也、

卯月廿五日 (秀吉朱印)

羽柴安芸宰相(毛利輝元)とのへ

- 毛利氏領国の銀山を石見銀山(「先銀山」とその他の銀山に区別し、石見銀山は毛利氏が領有し、それ以外の銀山(「分国中出来之銀子山」)から「運上」を秀吉側に納めるという決定がなされたことが、秀吉による「落ち着」の内容であろう。
- 秀吉朱印状を毛利氏に取り次いだのが浅野長政であること、「下代」に任命されたのが林就長・柳沢元政であることも、佐世元嘉宛の書状の「落ち着」と2通の朱印状が密接な連関を有するものであることを示している。
- 運上を納める「下代」が豊臣政権側の役人ではなく、毛利家臣の林就長・柳沢元政とされたことも、「上衆」が毛利氏領国に「入はまる」事態を回避できることになったと毛利側に歓迎されているのである。

- ・ 「落着」とは、毛利氏が銀山を引き続き領有することが認められたことを意味する。銀山は豊臣期においても毛利氏が領有していたのである。

■ 「名物」とは何か？

- ・ 天正 17 年（1589）5 月 27 日、淀君が男子（鶴松）を出産した。6 月 5 日、毛利輝元は俄かに上洛して出産祝いの進物として太刀を贈ることにした。進物の太刀は「通例之物」ではなく、厳島神社の「宝蔵之御物」から選びたいとして「荒波」などの名刀 5 振の注文を添えて神社側に申し入れた（厳島野坂文書 552・553）。
- ・ 文禄 3 年（1594）の銀山領有問題決着時の進物とされた「名物」も、やはり厳島神社の宝蔵の太刀ではないだろうか。厳島神社と石見銀山の思いがけないつながりは、ここでも認められる。

【史料 9】天正 17 年 6 月 5 日 毛利輝元書状

（厳島野坂文書 553）

就淀御 誕生、俄令上洛候、然者進物之太刀刀之事、通例之物不相成候、宝蔵之御物少々可申請候、先以可見合候之間、右注文之前早々被差越候者、肝要候、尚宍戸左馬助可申候、謹言

六月五日 （花押）（毛利輝元）

棚守左近大夫殿（元行）

別添資料①

（お断り）

YouTube 用掲載別添資料につきましては、所蔵者・著作権所有者の利用許諾条件に従い写真を非掲載としております。予めご理解賜りますようお願い申し上げます。

【別添資料 1】銀地狛犬（全身）

厳島神社所蔵、広島県立歴史博物館図録『安芸吉川氏とその文化』34 頁掲載写真を転用

別添資料②

（お断り）

YouTube 用掲載別添資料につきましては、所蔵者・著作権所有者の利用許諾条件に従い写真を非掲載としております。予めご理解賜りますようお願い申し上げます。

【別添資料 2】銀地狛犬（背面）

厳島神社所蔵、広島県立歴史博物館図録『安芸吉川氏とその文化』34 頁掲載写真を転用

別添資料③

（お断り）

YouTube 用掲載別添資料につきましては、所蔵者・著作権所有者の利用許諾条件に従い写真を非掲載としております。予めご理解賜りますようお願い申し上げます。

【別添資料 3】松皮菱繫文様散納曾利袍（舞楽衣装）（重要文化財）

厳島神社所蔵、株式会社便利堂写真提供